

第

1

章

計画策定にあたって

- 1 計画策定の経緯
- 2 計画策定の背景
- 3 さいたま市の現状
- 4 第2次プランでの
取組と今後の課題

1 計画策定の経緯

さいたま市では、性別にかかわらず一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成15(2003)年に「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を制定しました。この条例では、男女共同参画社会の実現に向けた基本目標を定め、市と市民及び事業者が、協働して男女共同参画のまちづくりに取り組むことを明記しています。この条例に基づく初めての基本計画として平成16(2004)年3月に「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(以下「第1次プラン」という)を、また、平成21(2009)年3月には「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(以下「第2次プラン」という)を策定し、各施策を積極的に推進してきましたが、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題は多く残されています。

第2次プランの計画期間が平成25(2013)年度で満了することに伴い、これまでの成果や社会情勢の変化などを踏まえ、新たな基本計画を策定するため、平成24(2012)年6月に「さいたま市男女共同参画推進協議会」に対し諮問を行い、平成25(2013)年3月に、「次期基本計画はいかにあるべきか」についての「提言書」として答申されました。この「提言書」を最大限に尊重しながら、平成26(2014)年度から取り組む「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(以下「第3次プラン」という)を策定するものです。

「男女共同参画社会」とは

男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会のことです。

2 計画策定の背景

《変化が進む社会経済情勢》

わが国では、世界的に見ても低い水準にある出生率と急激な高齢化により、総人口・労働力人口が減少するとともに、未婚・離婚の増加などによる単身世帯やひとり親世帯の増加、個人の職場・家庭・地域等への帰属意識の多様化などに伴う人間関係の希薄化なども見られます。

また、日本経済は、グローバルな経済秩序の変容などを背景に、長期にわたる低迷が続き、失業者や非正規労働者の増加による貧困などの生活上の困難に直面する人々が増える結果となり、子どもの教育・学習の機会が奪われるといった懸念なども広がっています。現在は緩やかな回復基調にあるものの、今後も経済を取り巻く環境は厳しい状況が続くと考えられます。

このように、少子高齢化や経済の低迷、閉塞感の高まりなどが進む中、女性をはじめとする多様な人材を活用した経済社会の活性化が期待されています。

《国際社会の動き》

国際社会においては、男女共同参画推進に関する取組がこれまで継続的に推進されてきています。平成17（2005）年に「国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、平成7（1995）年の第4回世界女性会議*で採択された「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを目的とした、10項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。さらに平成22（2010）年に開催の「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」においては、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する「宣言」と、7項目の「決議」が採択されています。

また、国連では、平成22（2010）年に、これまで女性の地位向上を進めてきた4つの機関を統合、強化した「ジェンダー*平等と女性のエンパワーメント*のための国連機関（UN-Women*）」が発足し、女性の政治参画とリーダーシップの促進、女性の経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する暴力の撤廃などを重点分野として取り組んでいます。

《国の動向》

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法*」を制定し、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において施策や法整備を推進しています。

平成22（2010）年には「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、目指すべき社会として「男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会」など4つを挙げています。

また、改めて強調している視点として、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」及び「地域における身近な男女共同参画の推進」の5つを掲げています。さらに今後取り組むべき喫緊の課題の一つとして「実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*の推進」を挙げ、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標（平成15(2003)年6月20日男女共同参画推進本部決定。）の達成に向けて、取組の強化・加速が不可欠であるとして、女性の活躍を進めているところです。

《埼玉県動向》

埼玉県においては、平成12(2000)年、「埼玉県男女共同参画推進条例」の制定を契機とし、男女共同参画社会の実現に向けた各施策を進めており、平成24(2012)年には「埼玉県男女共同参画基本計画」（計画期間：平成24(2012)～28(2016)年度）を策定しています。さらに、女性の活躍による経済の活性化を目指す埼玉版ウーマノミクスプロジェクトを積極的に推進しています。

《さいたま市取組》

さいたま市では、国、埼玉県の動向や市民のニーズを踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策を推進しています。

平成21(2009)年には、基本となる施策の方向性や具体的な推進事業を示す基本計画として、「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（計画期間：平成21(2009)～25(2013)年度）を策定、計画の基本理念である「女と男^{ひと} 市民一人ひとりが人権を尊重しあい共に生きるさいたま市の実現」を目指し、各事業を進めています。さらに、平成22(2010)年度からは、計画の実効性を確保するため、協議会委員による外部評価を導入し、より充実した事業が実施できるよう計画を進めています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法*」という）」が平成19(2007)年に改正されたことを受け、平成23(2011)年3月には、「配偶者からの暴力」だけではなく、「交際相手からの暴力」も対象とした「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（以下「DV防止基本計画」という）」を策定し、深刻化するDV被害者への支援の充実を図っているところです。

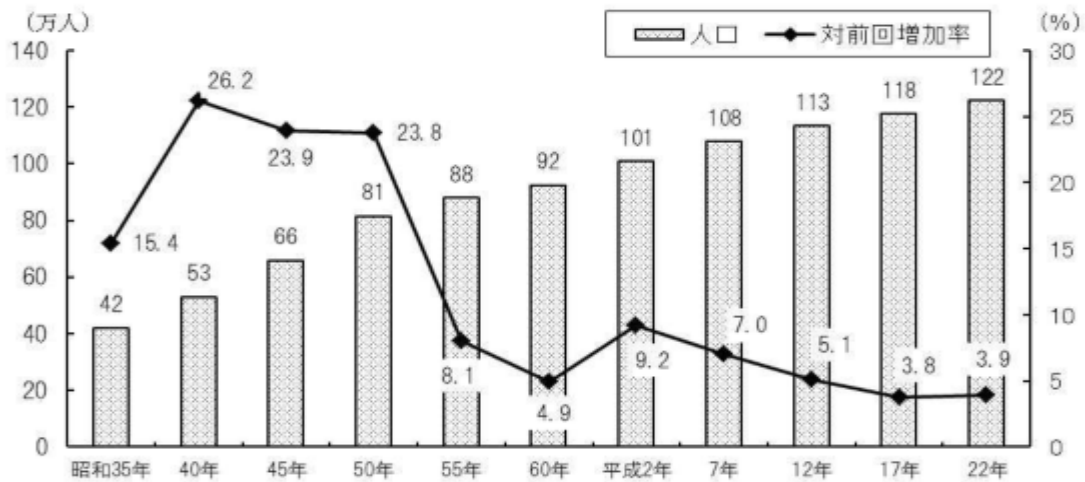
3 さいたま市の現状

1 人口・世帯

さいたま市の人口は、昭和50年以降増加幅は縮小傾向にあるものの、一貫して増加が続いており、平成26年1月1日現在で1,253,582人（住民基本台帳登録人口）となっています。

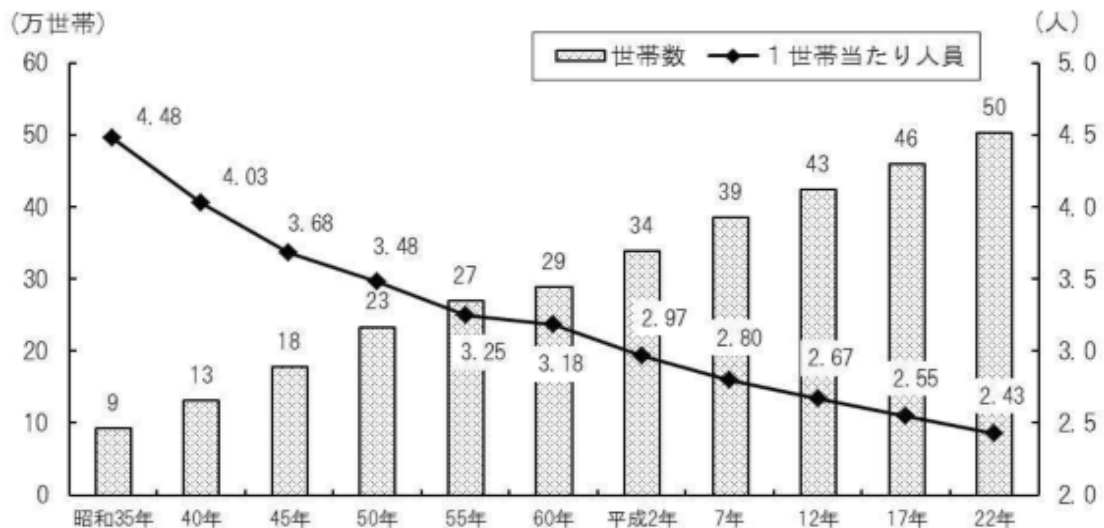
世帯数についても増加傾向が続いていますが、一方で1世帯当たりの人員数は、昭和35年の4.48人から、平成22年には2.43人と減少傾向にあります。

図表1-1 人口の推移



資料：国勢調査

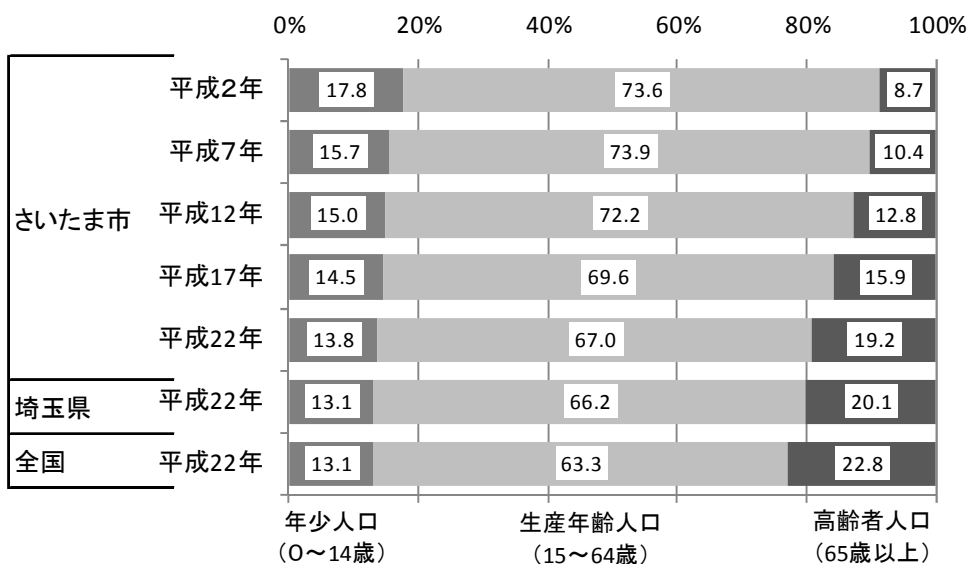
図表1-2 世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

年齢3区分別人口*構成比では、年少人口（0～14歳）の割合の減少が続く一方で、高齢者人口（65歳以上）の割合は急速に増加しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

図表1-3 年齢3区分別人口構成比の推移

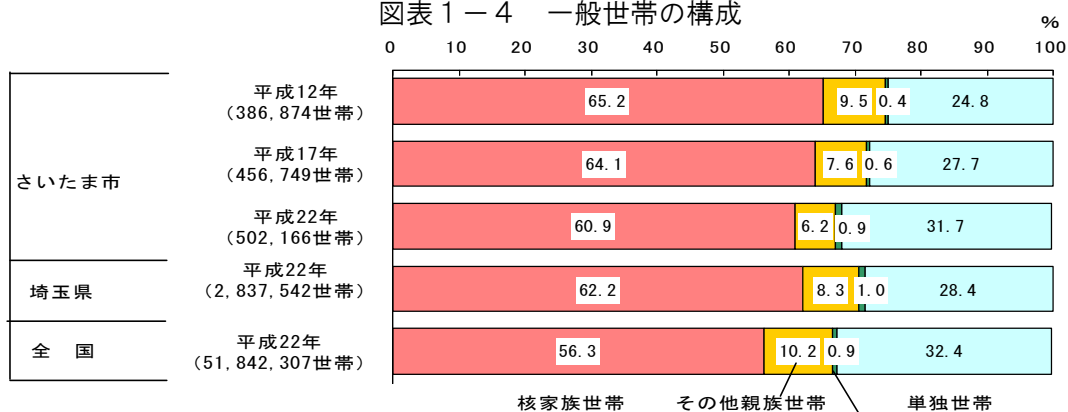


資料：国勢調査

注：年齢不詳は除いてあるため、合計が100%にならない項目があります。

世帯構成では、「非親族世帯」及び「単独世帯（ひとり暮らし）」が増加し、「核家族世帯」や「その他親族世帯（3世代の同居世帯）」が減少しています。また、埼玉県平均に比べて「単独世帯」の割合が多くなっています。

図表1-4 一般世帯の構成



資料：国勢調査

注1：一般世帯とは、病院、寮などの施設を抜いた世帯

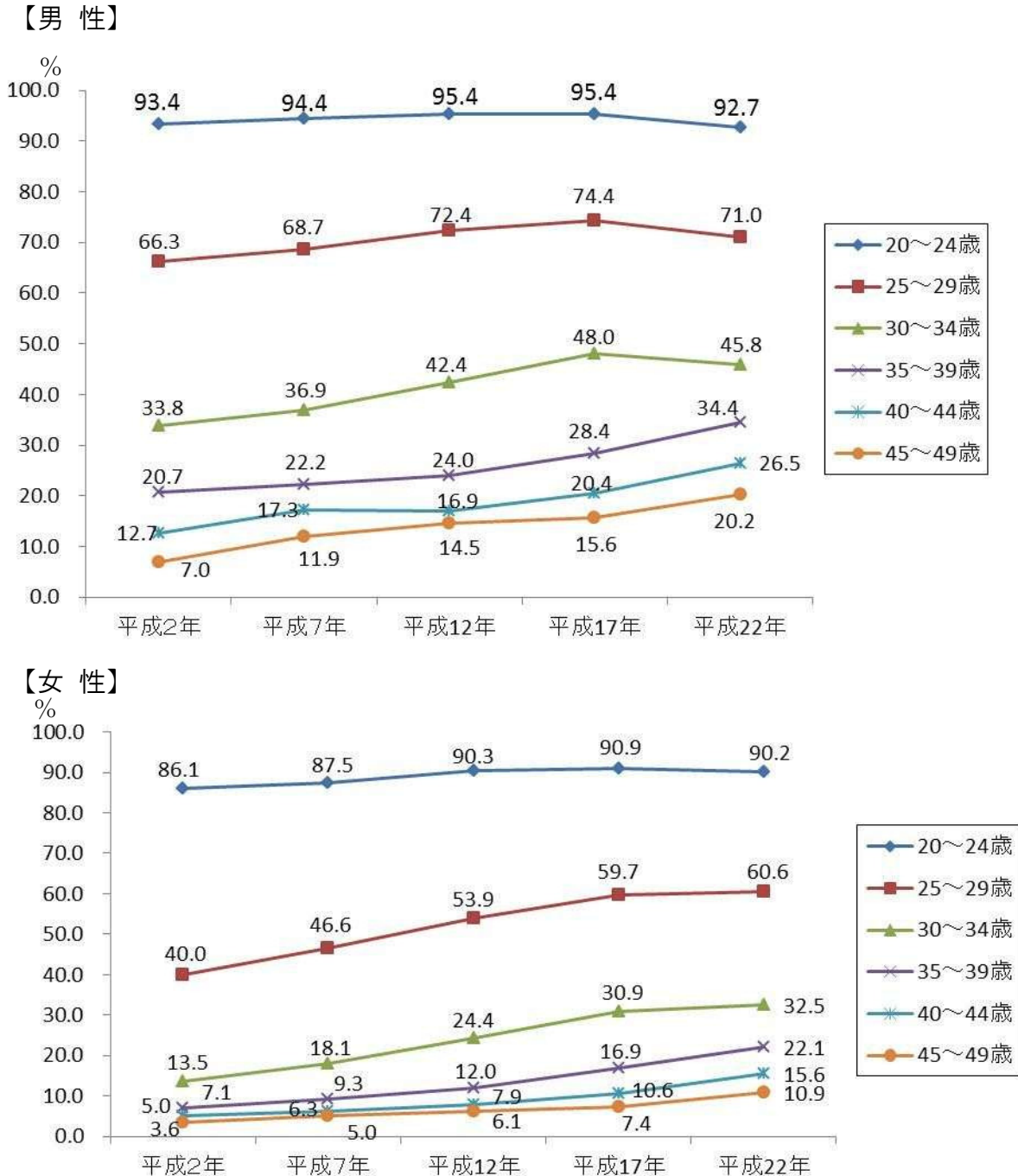
注2：非親族世帯とは、二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

注3：端数を四捨五入処理しているため、合計が100%にならない項目があります。

2 結婚・出産等

さいたま市の未婚率については、平成22年には20～34歳の男性と20～24歳の女性で低下している一方、35歳以上では男女ともに上昇傾向にあります。

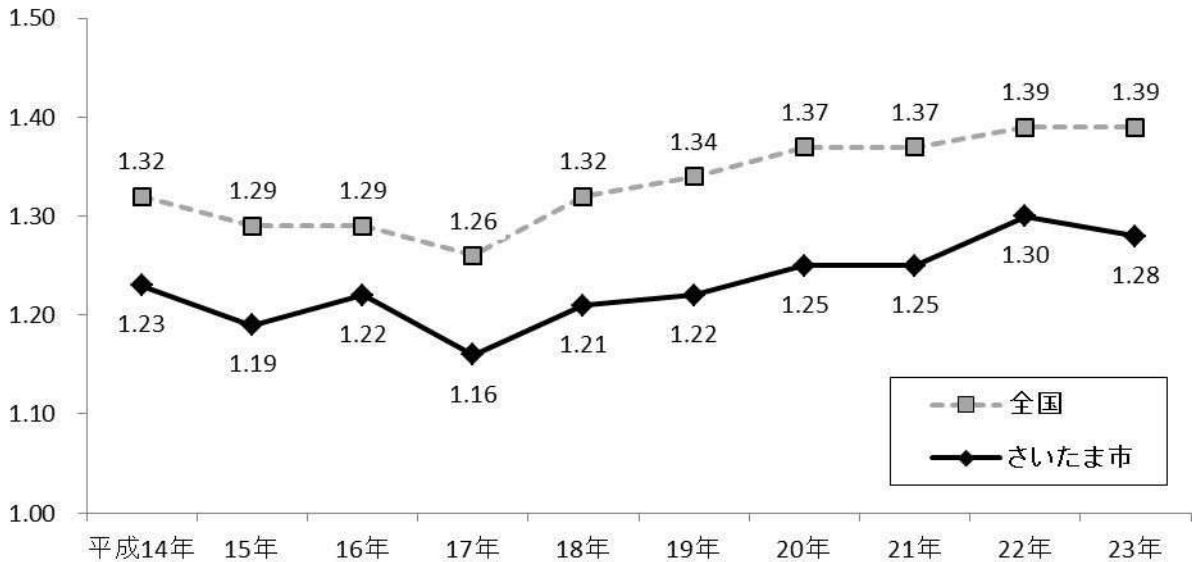
図表1-5 年齢5歳階級別未婚率の推移



資料：国勢調査

さいたま市の合計特殊出生率*は、平成18年以降、やや上昇していますが、全国と比較すると低い水準で推移しています。

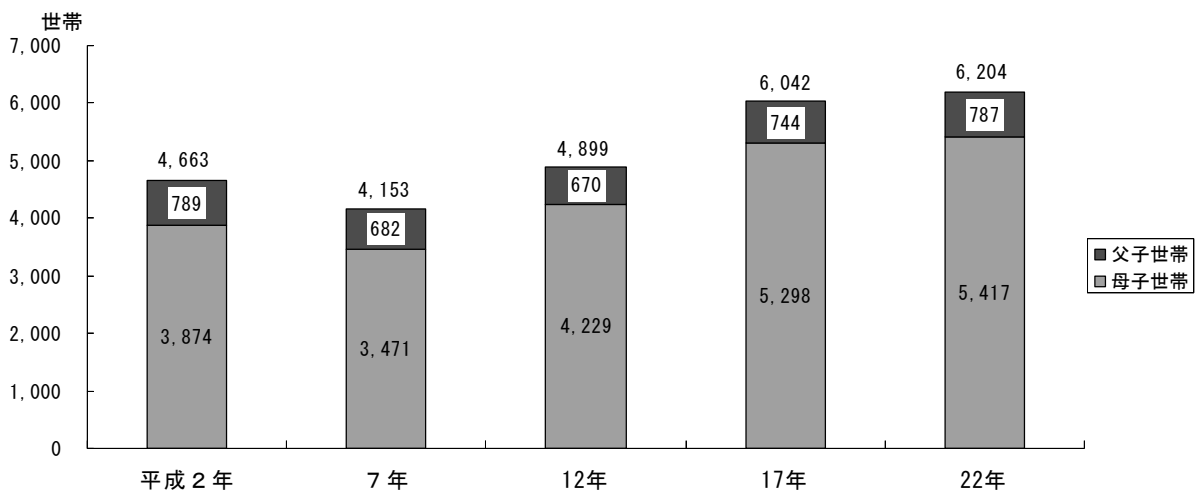
図表1-6 合計特殊出生率の推移



資料：さいたま市保健統計

さいたま市のひとり親世帯（父子世帯・母子世帯）の数は、平成7年以降徐々に増加しており、平成22年には6,204世帯となっています。また、その内訳は、父子世帯が12.7%、母子世帯が87.3%となっています。

図表1-7 ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

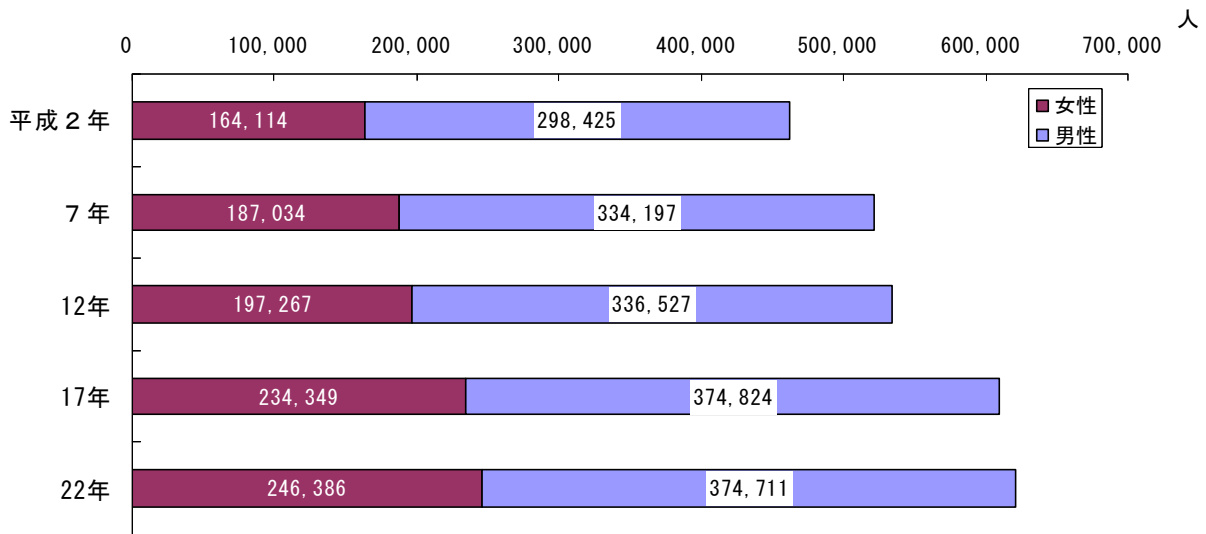
ひとり親世帯の一般世帯総数に対する割合は1.2%で、全国値(1.6%)と比較すると、やや少なくなっています。なお、ひとり親世帯の内訳は、全国では父子世帯が10.5%、母子世帯が89.5%で、さいたま市は父子世帯がやや多いのが特徴となっています。

3 就業状況

(1) 全体

さいたま市の満15歳以上の人口のうち労働の意思と能力を有する「就業者」（休業中の者を含む）と「完全失業者」の合計である「労働力人口」は、人口の伸びに比例して、増加傾向にあります。平成17年と22年を比較すると、女性では増加していますが、男性ではわずかに減少しています。

図表1-8 労働力人口の推移

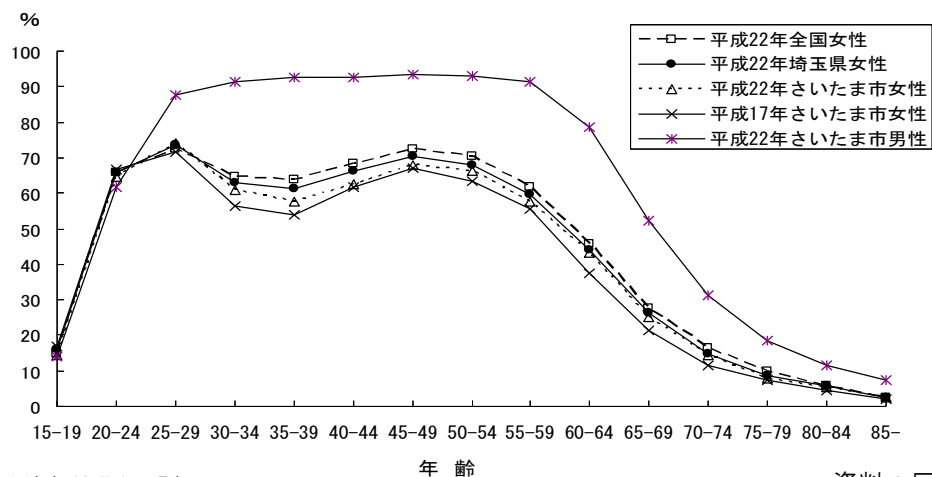


資料：国勢調査

(2) 女性

さいたま市の女性の労働力率*を年代別に見ると、25～29歳と45～49歳を頂点として35～39歳を底とするM字カーブ*を描いています。平成22年のM字型の底は平成17年と比較すると、やや改善が見られますが、男性や全国平均・埼玉県との比較では、依然として低い状況にあります。

図表1-9 年齢階級別労働力率の比較



※各年10月1日現在

資料：国勢調査

4 さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

(1) 調査の概要

「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」の見直しや、市の今後の男女共同参画施策の推進に向けた基礎的な資料とするため、平成23年8月に実施しました。調査対象は20歳以上の市民(男女5,000人を無作為に抽出)で、回答率は43.2%でした。

(2) 調査内容と主な結果

7つの項目に分類して調査を行い、次のような結果を得ました。

I 男女平等に関する意識について

- ・性別役割分担にはほぼ半数が反対だが、固定的性別役割分担意識*は根強く残っている。

II 家庭生活について

- ・男性の家庭・地域生活への参加が少ない。
- ・男性は仕事優先、女性は家庭生活優先になっている。

III 就業について

- ・育児、介護休業などが取りづらい。
- ・女性が結婚、出産後も働き続けるためには保育施設などの充実が必要。

IV 社会参画について

- ・意欲と能力のある女性はどんどん役職に就いてほしいと考えられている。
- ・女性が政策・方針決定過程*の場に進出するためには、女性自身の関心を高めることが求められている。

V 学校教育について

- ・性別にかかわらず、児童・生徒の個性や能力に応じた生活指導・進路指導を行うことが最も多く求められている。

VI 配偶者などからの暴力について

- ・「交友関係等の監視」、「長時間無視し続けること」などを暴力として認識しない場合がある。
- ・防止のため、被害者が早期に相談できるよう「身近な相談窓口を増やすこと」などが必要と求められている。

VII 市の男女共同参画の推進に関する施策について

- ・男女共同参画社会の実現に向け重要なことは「就労時間や制度の見直し」、「女性の社会的地位向上に関する男性の理解・協力」などである。

- ・さいたま市が今後力を入れていくべき男女共同参画施策は「家庭生活と仕事・地域活動の両立をすすめるまちづくり」などである。

(3) 調査結果から見える課題

- ・社会における制度や慣行を見直して女性の地位向上を図り、女性の多様な生き方を尊重するとともに、女性が働き続けるための条件整備を進めることが必要である。
- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和*）の推進など、仕事を持つ男性の家庭生活への参画に対する取組が必要である。
- ・配偶者などの間での暴力の防止と被害者の支援を充実させ、人権を尊重しあい、男女平等を進めることが必要である。
- ・効果的な情報提供のあり方についての再確認など、さいたま市における取組について一層の充実を図っていく必要がある。

4 第2次プランでの取組と今後の課題

第2次プランでは、9つの「目標」と、それに対する25の「施策の方向」を定め、「重点事項」として、「1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*の推進」、「2 女性のチャレンジ支援」、「3 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援」の3つを定め、積極的に取り組んできました。

ここでは、上記の「重点事項」や「男女共同参画推進センター」などの第2次プランにおける取組を総括するとともに、今後取り組むべき課題を示します。

（1）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

「M字カーブ*問題」の解消や女性の参画の拡大を進める上で、仕事と生活の調和を実現することが重要であり、さいたま市では、第2次プランにおいても重点事項に掲げ、「市民への意識啓発」や「事業所の取組の促進」などを行ってきました。

具体的には、ガイドブック、リーフレットなどの配布による市民や市内事業者・勤労者への周知、市民向け講座の実施や事業者に対する出前講座の実施、父親の育児に役立つ情報を掲載した「父子手帖（さいたま市父子健康手帳）」の配布などの取組を進めています。

今後も一層の意識啓発を図るとともに、企業などとの連携による職場環境の整備と育児・介護休業制度の定着の促進、並びに保育サービスを一層充実させていくことが必要です。

市民向け講座「男性カレッジ」のチラシ

「父子手帖（さいたま市父子健康手帳）」

大切なひとの暮らしに ソフトランディング

仕事と生活の両立、健康の人間関係づくりで安心して働く男性がもっと増えよう！ 健康、楽しいライフスタイルが待っている。生活と仕事、両立のライフスタイルを実現するために、自分と人間関係について再認識してみませんか？

日付	内容	講師	会場
7月20日(土) 10:00-13:00	妻(妻)の役割で疲れてる前に、一歩踏み出そう！	佐竹 千鶴さん ①埼玉県健康福祉推進センター ②県庁中央 ③保健所、各自治体健康センター	
7月27日(土) 10:00-13:00	休日で一日寝る4時間寝たらどう？	井出 謙子さん ①保健所中央 ②イブニングライオン会館、③県立びわこ公園に隣接する施設	
8月3日(土) 10:00-13:00	働きながら！妻はみんなのうらやまに感じて、いじらな！	佐竹 千鶴さん (一橋大学 講師)	
8月10日(土) 10:00-13:00	あなたの日常のコミュニケーション、一緒に再発見のイベントワークショップ （仕事と生活の両立）	佐竹 千鶴さん (一橋大学 講師)	

◆会場：パートナーシップセンター 会議室3
①北浦和駅前ビル1101号（北浦和駅前）2階
②県庁中央ビル1101号（県庁中央）2階

◆料金：無料。会場、食料の費用は別途4回分まで可能。

◆定員：24名（先着順）

◆費用：無料

◆申込：1歳以上の幼児同伴可能
（申込要領、申込書のダウンロード）
※お申し込みの締め切りは定員です。

◆申込方法：7月3日(水)午後5時締め切り・FAX・電話はヒメまで、住所、氏名、電話番号、既婚等ご都合をお知らせください。5/10日、住所、年齢、性別、申込用パートナーシップセンターへ。

お問い合わせ・お申し込み先
さいたま市男女共同参画推進センター（連絡：パートナーシップセンター）
電話：048-842-8107 FAX：048-842-2801
Eメール：dango-hacco-sankaku@city.saitama.lg.jp
※インターネットを通じてお申し込みは、できません。

さいたま市で
父になる。

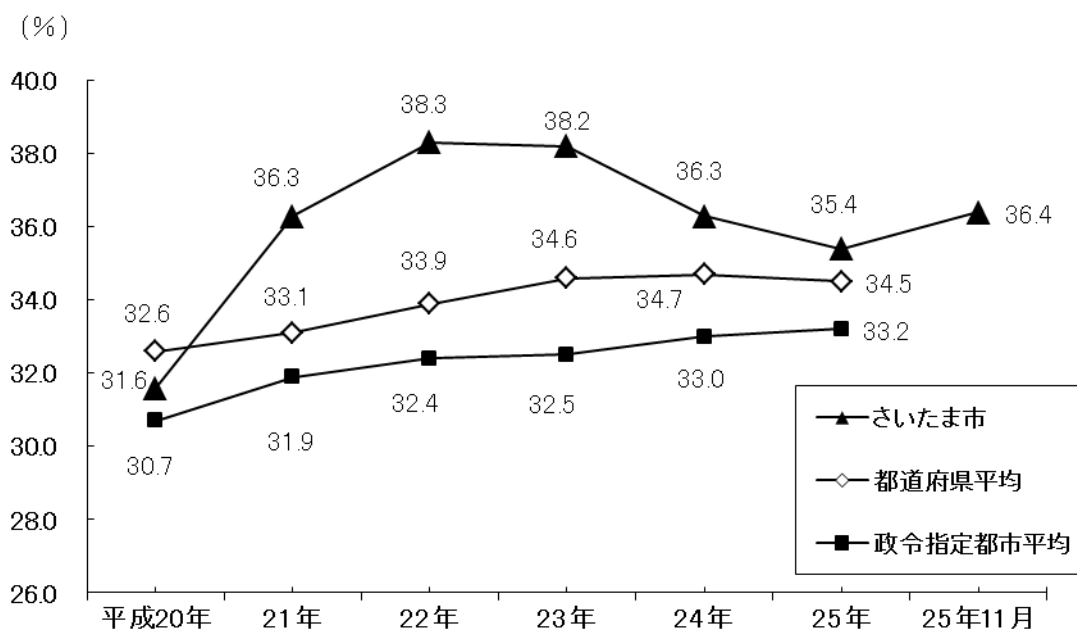
父子手帖

(2) 女性のチャレンジ支援

市長を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的な取組として、男女が対等に政策・方針決定の場に参画できるよう審議会等への女性委員の積極的登用を促進しています。第2次プランでは、「審議会等における女性委員の割合40%」を目標に掲げており、平成24年3月末現在の女性登用率は36.3%、平成25年3月末現在は35.4%となっています。おおむね同時期の都道府県平均、政令指定都市平均を上回る結果となっていますが、平成25年11月現在の女性登用率は36.4%と目標値には届いていない状況です。

あらゆる分野における政策・方針決定過程*の場への女性の参画にあたっては、女性自身の意識や行動の改革も必要ですが、合わせて、固定的な性別役割分担の見直しや労働条件などの環境整備を行うことが重要です。また、あらゆる分野における女性の参画促進のためには、女性の少ない分野における人材の育成を進め、活躍の場を拡げていく必要があります。

図表1-10 審議会等における女性委員割合の推移



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

※数値の発表は各年12月に行われるが、調査時点は各自治体により異なる。
 ※さいたま市において、平成24年及び平成25年に女性委員割合が減少したのは、対象となる審議会等の数が大きく減ったことなどによる。

(3) 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援
 (「DV防止基本計画」の策定)

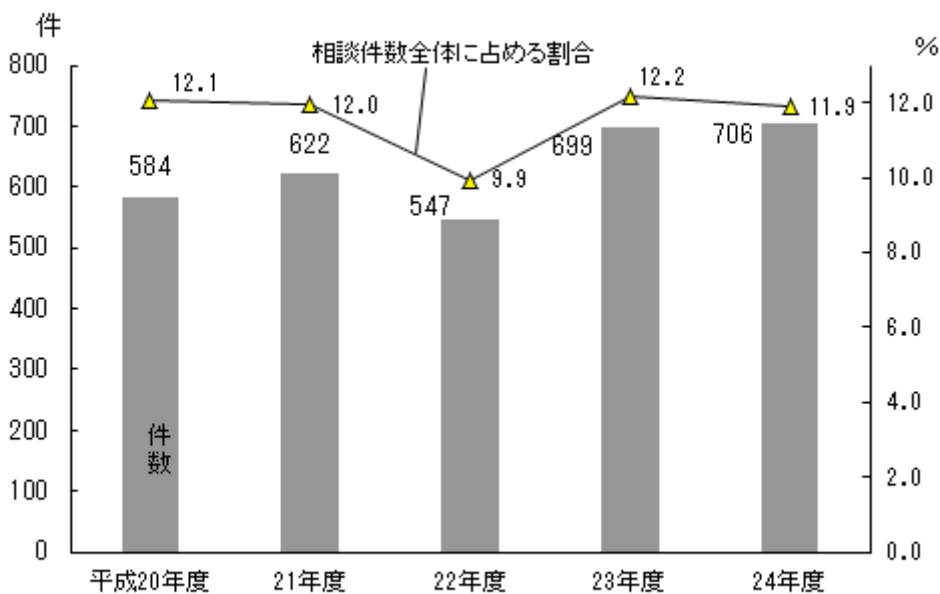
平成19年のDV防止法*改正に伴い、市町村による基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター*の設置が努力義務として規定されたことから、平成23年3月に「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(DV防止基本計画)」を策定し、DV*の防止と被害者の保護から自立に至る切れ目のない支援を行っています。近年、DVに関する相談の件数は増加する傾向にあり、相談件数全体に占める割合は、おおむね11~12%前後となっています。

DV防止基本計画では、「計画期間内(平成23年度から平成27年度)での配偶者暴力相談支援センターの設置」を掲げており、相談体制の充実や自立支援策の充実を図るために、できるだけ早期に設置することが必要です。

また、DVを未然に防ぐ上では、意識啓発が大変に重要であることから、DVの被害者にも加害者にもならないために、各年齢層に沿った予防啓発、特に若年層を対象とした教育や学習を行う必要があります。

さらに、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント*などのあらゆる暴力に対しても、引き続き防止のための啓発活動などを行う必要があります。

図表1-11 DV相談の件数と相談全体に占める割合の推移



資料：さいたま市男女共同参画課

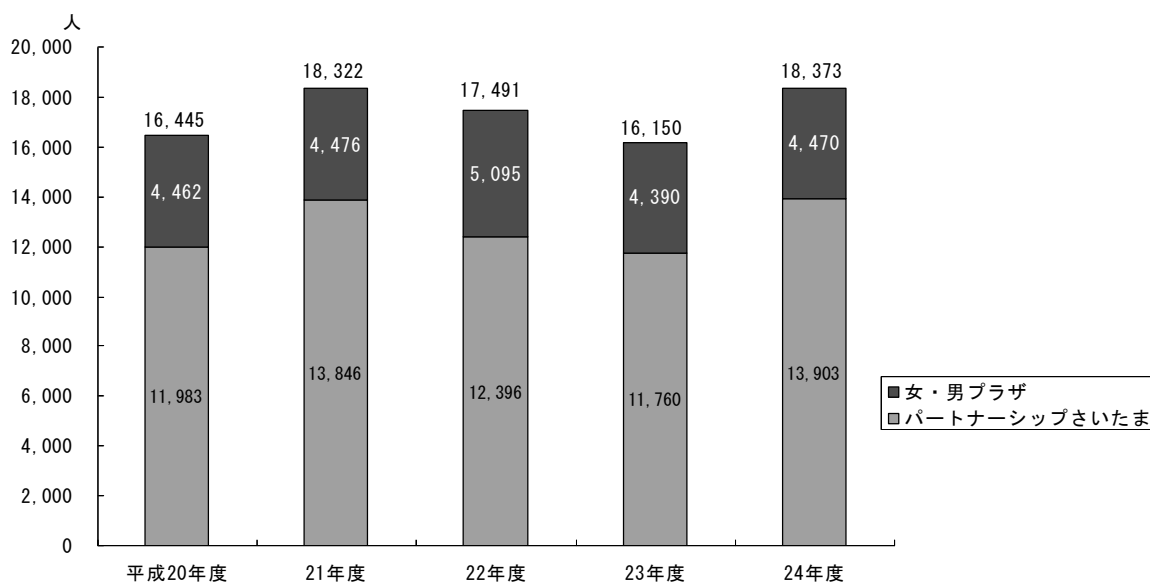
(4) 男女共同参画推進センター機能の充実

さいたま市では、平成16年5月に、男女共同参画社会の実現に向けた具体的施策を推進するための拠点施設として「さいたま市男女共同参画推進センター（愛称：パートナーシップさいたま）」を開設し、各種相談事業や男女共同参画への理解を深めるための講座・講演会などを行っています。

このうち、相談件数が年々増加する傾向にある「女性の悩み相談」では、継続的な支援を行っていくため、引き続き、施設機能の充実を図っていく必要があります。

また、市民参画による男女共同参画意識の醸成を図るため、男女共同参画推進団体連絡協議会との共催により「女・男^{ひと}フェスタさいたま」を年1回開催するなどの各種事業を実施していますが、市民意識調査における当施設の各種機能の認知度や利用者数はまだ低い状況にあることから、様々な機会を捉えて、当施設の事業などを周知していく必要があります。

図表1-12 男女共同参画拠点施設の利用者数の推移



資料：さいたま市男女共同参画課

パートナーシップさいたま…大宮区桜木町1丁目 シーノ大宮センタープラザ3階
 女・男^{ひと}プラザ…緑区中尾 プラザイースト3階